

令和 7 年 12 月 25 日

お得意様 各位

東関東生コン協同組合

「JASS5 に基づく構造体強度補正値 S の適用期間」の変更について

拝啓

貴社ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

平素は弊協組事業に格別のご高配を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、令和 7 年 12 月 1 日付で東京都都市整備局市街地建築部長より「7 都市建企第 943 号構造体強度補正値の適用期間の見直しについて（通知）」が建築関係団体に通知されております。

これは建築学会 JASS5-2015 年度版が発刊されたことにより、構造体強度補正値の適用期間を見直してから約 10 年経過したことを受け、適用期間を見直したものです。これに伴い平成 28 年 12 月 9 日付「28 都市建企第 764 号構造体強度補正値の適用期間の見直しについて（通知）」が廃止されたため、参考資料として弊協組ホームページに掲載しております「JASS5 に基づく構造体強度補正値（S）の適用期間」を別紙のとおり変更させていただきます。

今回変更しました構造体強度補正値の適用期間は以下の通りです。

- ① 「東京地区」：東京都都市整備局の通知によるものです。
- ② 「埼玉地区」：弊協組が JASS5、東京都都市整備局等の計算方法を参考に埼玉県越谷のアメダスの観測値より独自に算出したもので、参考として掲載するものです。

なお、通知書にありますように適用期間はあくまでも標準期間であり、実際には施工条件や気温の変動等を考慮し、状況に応じて適切な計画と運用をお願いいたします。

敬具